

子育て文教委員会

平成30年6月4日

1 報告事項

(1) 九段小学校の改築整備に伴う学校施設使用料の設定および見直しについて

【資料】

2 その他

九段小学校の改築整備に伴う学校施設使用料の設定および見直しについて1 理由

九段小学校の改築整備（7月工事完了、9月供用開始）にあたり、同校の目的外使用にかかる使用料の設定及び見直しをする必要がある。

2 使用料の設定及び見直しをする期日

平成 30 年 9 月 1 日からとする。

※施設の使用にあたって、必要な手続は期日前に行うことができることとする。

3 使用料の設定及び見直しをする内容

使用料の設定及び見直しにあたっては、他の千代田区立小・中学校の設定方法などを参考として料金を設定していく。

施設・使用区分		使用料
体育館	昼間	4,000円
	夜間	5,800円



教室	昼間	300円
	夜間	600円
校庭	昼間	1,300円
	夜間	3,000円

施設・使用区分		使用料
体育館	昼間	7,000円
	夜間	10,000円
ランチルーム	昼間	1,200円
	夜間	1,700円
教室	昼間	900円
	夜間	1,100円
校庭	昼間	1,300円
	夜間	3,000円

4 その他

使用料の設定及び見直しを行うには、学校施設使用料条例の一部を改正する必要があるため、平成 30 年第 2 回区議会定例会に当条例の改正を提案する。